

3. 景観形成地区

本市の良好な景観形成を推進するため、重要な地区を景観形成地区に指定することができます。

指定するときは、地区毎に地区の景観形成方針及び景観形成基準を定めます。

「景観形成地区」とは、次の各号のいずれかに該当する地区のうち、本市の景観形成上重要な地区とします。

- (1) 歴史的な雰囲気を残し、特徴ある景観を形成している地区
- (2) 自然と調和した景観を形成している地区
- (3) 商業業務施設が集積している地区
- (4) 個性的な住宅地景観を有する地区
- (5) 主要な幹線道路又は河川等の沿線地区
- (6) その他市長が景観の形成上必要と認める地区

以下に該当する行為を行う場合は、市長への届出を必要とします。

行為の種類	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 m²を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが 1.5m を超えるもの ・記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さが 5m を超えるもの ・鉄筋コンクリート造、金属製又は合成樹脂製で、柱の高さが 5m を超えるもの ・電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物で、高さが 10m を超えるもの ・遊戯施設、製造施設、貯蔵施設等、立体駐車場、処理施設等で、高さが 5m 又は築造面積が 10 m² を超えるもの
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが 10m を超えるもの ・伐採面積が 500 m² を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが 1.5m を超えるもの ・当該行為に係る部分の面積が 100 m² を超えるもの
土石の採取及び鉋物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る部分の面積が 500 m² を超えるもの ・高さが 1.5m を超えるのり面又は擁壁を生じるもの
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る部分の面積が 500 m² を超えるもの ・高さが 1.5m を超えるのり面又は擁壁を生じるもの

熊本空港周辺景観形成地区

熊本空港周辺は長い間、地域の人々が培ってきた優れた田園や樹林の景観があり、更に世界的にも有名な阿蘇の外輪山が遠望できる地域です。また、熊本空港は、熊本の空の玄関口として、多くの人々が訪れる場所でもあります。

このことから、熊本県では、本県を代表する地域として現在ある景観を大切にしながら新たに優れた景観を創造するため、当地域を熊本空港周辺景観形成地域として昭和63年に指定しています。

今回、本計画を策定するに当たり、当地域の一部に熊本市域が含まれていることから、該当するその地区を熊本空港周辺景観形成地区として指定するものです。

熊本空港周辺景観形成地区の景観形成方針

田園の広がりの中に東部環境工場等が立地しており、九州縦貫自動車道及び県道熊本益城大津線（第二空港線）からの眺望を考慮し、農地の保全を図りつつ、田園景観を基調とした景観形成を図ります。

(参考)

「熊本県景観計画 熊本空港周辺景観形成地域の景観形成に関する基本計画」

より抜粋

熊本空港周辺の景観形成のための基本的かつ総合的な方針に関する事項

1. 熊本空港周辺の県土における景観の位置付け
 - 熊本県の空の玄関であり、熊本の「顔」となります。
 - 雄大な阿蘇など熊本のイメージを代表する景観の要素をもっています。
 - テクノポリスなど、自然と調和した地域振興を図る必要があります。
2. 景観形成の基本的方向
 - 熊本の“玄関”にふさわしい風格のある景観形成を図ります。
 - 自然と調和した産業施設の立地など、潤いのある地域へと発展するような景観形成を図ります。
 - 田園景観の保全を図ります。
 - 樹林の保全を図ります。
 - 阿蘇外輪への眺望に配慮した景観形成を図ります。
 - 高い視点場からの眺望に考慮した景観形成を図ります。

熊本空港周辺景観形成地区
対象地区



< 東部環境工場付近から東部方面への眺望 >

景観形成基準

建築物	位置	<p>道路からの位置</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道沿いに空間を確保するよう努めること。 県道の道路境界から20m以上後退するよう努めること。 <p>隣接地からの位置</p> <ul style="list-style-type: none"> 隣接する敷地の境界から、できるだけ離れた位置とし、隣地相互において空間を確保するよう努めること。 県道の沿道方向において隣接する敷地の境界から高木による緑化が可能な距離以上離すよう努めること。ただし、住宅等で敷地にゆとりがなく、景観形成上支障のないものについては、この限りでない。 <p>配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地内における建築物及び工作物の規模、位置等を勘案し、釣合いのとれた配置となるよう努めること。 遠景となる阿蘇外輪と調和のとれる位置となるよう努めること。
	外観	<p>意匠・形態</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の基調となる景観との調和を図り、地域における景観のまとまりを保つことに配慮するとともに、遠景との調和に努めること。 田園の広がりのある景観を保つよう努めること。 屋根は、こう配のある屋根とすることにより阿蘇外輪の山並みの景観との調和を図るとともに、高い所からの眺望に配慮すること。 屋根に設ける設備は、建築物の中に取り込む、又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。更に、上空からの景観にも配慮すること。 壁面に設ける設備は、目立たない位置に設けるよう努め、建築物の中に取り込む、又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 屋外階段は、目立たない位置に設ける。又はルーバー等の覆いにより、建築物と一体感を保つものとし、周辺の景観との調和に配慮すること。 平滑で大きな壁面が生じる場合においては、目地を設ける等壁面の処理を工夫し、周辺の景観との調和に配慮すること。

建築物	外観	<p>規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる自然景観を生かせるよう、建ぺい率をできるだけ低くし、敷地内の空間確保に努めること。 ・建ぺい率は、40%を超えないように努めること。 ・高さをできるだけ抑えて、遠景との調和に配慮すること。特に県道の沿道において、高さ10mを超えないよう努めること。 <p>材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいものを用いるよう努めること。 ・材料は、周辺の景観と調和のとれるものを用い、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮すること。特に、緑との調和に努めること。 <p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、周辺の自然の緑と調和した落ち着いたものを用いるよう努めること。 ・敷地内における建築物、工作物及び屋外広告物を含め、色調を統一するとともに、多色の利用を避けるよう努めること。 ・隣接する建築物及び工作物相互における色調の統一・調和に努めること。 ・季節の変化に伴う自然の色彩の変化にも調和に努めること。
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物と調和し、周辺の景観との一体性が出るような緑化を施すよう努めること。 ・敷地の道路と接する部分には、高木等による修景緑化に努めること。 ・駐車場は、高木により緑化を図り、緑陰駐車場となるよう努めること。 ・敷地の周囲にも高木、中木等による緑化に努めること。 ・既存の樹木等については、できるだけ残すよう努めること。 ・敷地内の擁壁等構造物については、ツタ等による緑化に努めること。 ・樹種の選定、配植については、街路樹あるいは周辺の樹木等を勘案して決定するよう努めること。

工 作 物	さく・塀	<ul style="list-style-type: none"> 道路側においては、さく・塀をできるだけ道路から後退させ、前面又は壁面に緑化を行うよう努めること。（できる限り生垣とするように努めること。） 高さをできるだけ低くし、使用する材料・色彩等については、周辺の景観との調和に努めること。
	擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 使用する材料をできるだけ自然素材とするとともに、擁壁の前面又は壁面に緑化を施すこと等により、自然を基調とした周辺の景観との調和に努めること。（できる限り自然のり面とし緑化を施すよう努めること。）
	記念塔	<ul style="list-style-type: none"> 敷地をできるだけ広くとり、周囲の修景に努めること。 色彩・意匠等が周辺の景観との調和が保たれるよう努めること。
	<電波塔・物見塔等> その他 ※1	<ul style="list-style-type: none"> 道路からできるだけ後退させた位置とするよう努めること。 色彩は周辺の景観、特に緑との調和に努めること。 高さをできるだけ低くするよう努めるとともに、形状は、できる限り周辺の景観との調和に努めること。 敷地の周辺の緑化に努めること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※1（その他の工作物は、次のとおりとする。）</p> <p><煙突></p> <p><高架水槽></p> <p><鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱></p> <p><アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等製造施設></p> <p><石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等貯蔵・処理施設></p> </div>
	<電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物>	<ul style="list-style-type: none"> ルートについては、周辺の景観に配慮すること。 県道沿いにはできるだけ設けないよう努めること。 電線数は、できる限りまとめて少なくするよう努めること。 県道の電線の横断はできるだけ避けるよう努めること。また、横断が必要な場合は、地中化に努めること。 電柱広告はできるだけ行わないよう努めること。

<p>木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 木竹の伐採が必要な場合においては、その目的に応じ、必要最小限にとどめるよう努めること。 • 木竹の伐採を行う場合には、できるだけ敷地の周囲の樹木を残すよう努めること。 • 高さ10m以上の木竹については、できるだけ残すよう努めること。 • 伐採を行った場合は、伐採した樹種あるいは周辺の植生を勘案して、緑化に努めること。
<p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 周辺からできるだけ見えないような位置にするとともにそのための処置を施すよう努めること。 • 敷地の境界からできるだけ後退させ、かつ、集積の高さをできるだけ低いものとし、整然とするよう努めること。 • 敷地の周辺には、常緑の高木・中木を配植し、修景に努めること。
<p>土石の採取及び鉱物の掘採</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮すること。 • 行為中において、できるだけ周辺の景観との調和が図られるよう敷地の周囲は高木等による緑化に努めること。 • 行為終了後において、緑化が可能な形状となるものとし、緑化により周辺の景観となじむような措置を講じるよう努めること。 • 土石の採取及び鉱物の掘採に直接関係のないのり面等については、できるだけ早期に緑化措置を講じるよう努めること。
<p>開発行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 極端な地形の変更が行われないよう努めるとともに、変更後の地形が周辺地形と調和するよう努めること。 • 大きなのり面・擁壁が生じないよう努めること。 • 道路と接する部分においては、できるだけ空間を確保し、緑化措置を講じるよう努めること。 • 敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した時に周辺の景観と調和が図られる形状となるよう努めること。 • のり面、擁壁を含め、構造物等が生じる場合においては、構造物等あるいはその前面の緑化に努めること。 • 行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には周辺の景観との調和を図るため、緑化を施すよう努めること。 • 照明灯、電柱等については、周辺の景観を損なわない位置とし、ケーブルについてはできるだけ地中化に努めること。

<p>屋外広告物に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 色調、形状、規模、意匠が周辺の景観に調和するよう努めること。 • しっかりした材質のものを使用し、汚れ、たい色、破損等により周辺の景観との調和を乱さないよう努めること。 • 同一敷地内で同一目的の屋外広告物を掲出する場合は、効果性をふまえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくするとともに、掲出位置についても景観の調和に配慮すること。 • 掲出位置、形状、規模、意匠及びベースとなる色調等について、隣接する相互において統一に努め、屋外広告物による景観の創出により、その地域において統一感ある個性の確立を目指すよう努めること。 • ネオンサイン等照明広告については、光害の防止に努めるとともに、昼間の景観にも配慮すること。 • 蛍光塗料は使用しないよう努めること。 • 屋上広告については、屋上あるいは塔屋等の水平投影面からはみ出さないものとし、更に壁面との一体性を持たせることにより、屋外広告物の支持物が見えない構造とする。また、色彩については、建築物の色調と調和するよう努めること。 • 壁面広告は、取付壁面からはみ出さないようにし、下地の色は壁面と合わせるよう努めること。 • 突出広告の上端は、建築物の高さを超えないものとするとともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は設置位置を統一するとともに、形状、意匠、色調等の統一に努めること。 • 窓面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ行わないよう努めること。 • 広告塔は、その高さ、形状、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観との調和に努めること。
--------------------	---

